

わたしは消費者

No.179
令和7年6月20日発行

東京都消費生活総合センター 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 ☎ 03-3235-1157

わたしは消費者 検索



トピック デジタル・シティズンシップ教育

▶ デジタル市民として生きるために — P.1～4

1. はじめに 社会のデジタル化のリスク
2. デジタル時代を生きる消費者が身につけるべき力
3. デジタル・シティズンシップ教育
4. 「責任のリング」という考えに基づいたデジタル・シティズンシップ教育の実践

東京都消費生活総合センターからのお知らせ

- ▶ 令和7年度
教員のための消費者教育講座 — P.5
- ▶ 授業で使える消費者教育教材のご案内 — P.6～7

消費生活情報クリップ

オンラインカジノで儲かる？ そんな話には要注意！ — P.8



デジタル市民として生きるために

法政大学 キャリアデザイン学部 教授 坂本 旬

1 はじめに 社会のデジタル化のリスク

社会のデジタル化はもはや避けることができません。自治体の住民サービスにもデジタル化の波が及んでいます。デジタル化は日常生活を便利なものにしますが、他方でさまざまなリスクや課題が存在しています。ネット詐欺は典型的なリスクですが、ネットには大量の二セ・誤情報が出回り、誹謗中傷行為も絶えません。とりわけ、生成AIの登場により、本物との見分けが困難な画像や動画が数多く出回るようになりました。

さらに、私たちには見えにくいリスクも存在しま

す。それはプライバシーの危機です。GoogleやMeta、TikTokなどのSNSの利用登録をする時には、運営業者のプライバシーポリシーに同意する必要がありますが、ほとんどの利用者は読むことなく同意のボタンを押しているのではないのでしょうか。プライバシーポリシーに同意すると、SNSの運営事業者は、利用者の個人情報を収集し、それを広告に利用します。ニュースやショッピングのサイトなどに、登録済みのSNSのボタンが表示されていることがあります。その場合は、SNSのボタンを押さなくてもそのサイトにアクセスした情報がSNSに送信されることがあります。このような仕組みによって、閲覧した商品の広告がSNSに表示されることにな

ります。

個人情報とは個人を識別するための情報ですが、プライバシーは他人に知られたくない私的な情報のことであり、個人情報よりも広い意味を持ちます。また、プライバシーは私的情報を含む個人情報を自身でコントロールできる権利としても理解されています。

日本には個人情報を保護するための個人情報保護法がありますが、プライバシーのすべてを保護するわけではありません。欧州では「EU一般データ保護規則（GDPR）^{（注）}」があり、プライバシーの収集に対して厳しい制限がかけられていますが、日本の個人情報保護法はGDPRに比較すると「忘れられる権利」や子どものプライバシー保護規定がないことなど、まだ十分とはいえません。

二セ・誤情報や誹謗中傷も大きな問題です。新聞やテレビなどの伝統的なマスメディアよりもSNSなどのソーシャルメディアから情報を得る人が多くなってきました。ソーシャルメディアで流通する情報は信頼性の低いものも多く、政治に関わる二セ・誤情報は民主主義の危機をもたらします。また、ネットの誹謗中傷を受けて苦しむ人も後を立ちません。自殺という最悪な事態に至ることもあります。社会のデジタル化はさまざまな便益をもたらす一方で、このように数多くのリスクももたらしめています。

（注）2016年にEUが定めた個人データの保護に関する規則。

2 デジタル時代を生きる消費者が身につけるべき力

日本のデジタル社会に関わる基本法として、2021年にデジタル社会形成基本法が制定されました。第3条には、全ての国民がデジタル社会におけるあらゆる活動に参画し、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮すること、そして情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることが示されています。また、2012年に制定された消費者教育推進法には「消費者市民社会」という用語が使われています。その上で消費者教育は「消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画すること」の重要性を示し

ています。これらの理念を実現させるためには、さまざまな取組が必要となります。

社会のデジタル化が進むにつれて、デジタル市民という用語が使われるようになりました。デジタル市民とは、デジタル機器を用いて市民社会に参画する人のことです。誰もがスマホやパソコンを所有し、それを用いて仕事や消費を行い、政治に関わる情報を得たり、活動に参加したりするようになると、この概念の重要性が広く理解されるようになりました。

デジタル市民として必要な能力や資質のことをデジタル・シティズンシップと呼びます。欧米ではよく知られた言葉ですが、国連の教育機関であるユネスコもこの概念を重視するようになりました。デジタル・シティズンシップは、単なるデジタル機器を使いこなす能力だけでなく、オンライン上での責任ある行動や情報発信、そして自分や他者を守る能力を含んでいます。デジタル市民はデジタル消費者としての側面を含んでいます。

デジタル社会で生きる消費者が身につけるべき力として、とりわけ重視されるのが批判的思考能力と呼ばれるものです。生成AIの登場によって、ますます情報の真偽を見極めることが困難となりました。以前は、画像を丹念に調べることによって生成AIで作られたものが判別することができましたが、生成AIの技術の向上によって、一般のユーザーでは見分けることが困難となりました。そのため、ネットの情報をうのみにするのではなく、一歩立ち止まって、情報源を確かめ、情報の文脈や背景を考えることが必要です。信頼性の高い情報を得るためには、伝統的マスメディアではニュースがどのように作られるのか、理解しておくことも必要です。このような能力はメディアリテラシーと呼ばれます。メディアリテラシーはデジタル・シティズンシップの中心です。

また、ネットには国境がありません。様々な情報が国内だけではなく、世界中からやってきます。その中には詐欺やコンピュータウイルスのような危険な情報もあります。プロパガンダと呼ばれる特定の主義・思想の政治的な情報も含まれています。デジタル市民はこのような危険を察知する能力を身につ

ける必要があります。さらに、自分や他者の個人情報やプライバシーに関わる権利を理解し、それらを守る力も必要となります。

デジタル市民は情報の発信者でもあります。デジタル社会では誰もが新聞社やテレビ局と同じメディアになることができます。新聞社やテレビ局には守るべきメディア倫理がありますが、ネットの利用者にも同じように守るべき倫理と責任があります。それらを自覚しないとニセ・誤情報を共有してしまったり、誹謗中傷により他者を傷つけたりしてしまいます。デジタル市民とはこのように、消費者として守られるだけでなく、社会の参加者としての責任を持っているのです。

3 デジタル・シティズンシップ教育

デジタル機器を用いて社会に参画する能力は、学校教育のみならず、あらゆる機会で見につけることが必要ですが、そのような機会はとても少ないのが現状です。現在、総務省のICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会で啓発事業について議論が進められていますが、図書館を含む社会教育や生涯学習施設での取組は限られています。また、総務省は2021年度から「高齢者に向けたデジタル活用支援事業」を進めていますが、全世代を対象にしたものではありません。

そこで、世界的に注目を集めているのがデジタル・シティズンシップ教育です。デジタル・シティズンシップを学んだり、教えたりする教育をデジタル・シティズンシップ教育と呼びます。アメリカではコモンセンス財団という非営利団体が開発した教材が全米の7割の学校で使用されています。このカリキュラムは子どもがスマホを持つ前の幼稚園から始められていること、全ての教材に保護者とともに学ぶ活動が含まれていることが特徴です。デジタル社会における危険から子どもたちを守るだけでなく、デジタル社会に参加するために必要な能力を系統的に保護者とともに学ぶことができます。デジタル社会に必要なリテラシーは子どもだけではなく、大人も身につけていないことが多いため、大人が子どもに教えるのではなく、大人も子どもも対話をし

ながらともに学ぶことが最も有効な方法だと考えられています。

欧州ではもともと北欧を中心にメディアリテラシー教育が普及しており、とりわけニセ・誤情報問題に対するメディアリテラシー教育に力を入れている国が多いのが特徴です。社会教育の場では公共図書館が重要な役割を果たしています。公共図書館は本を借りる場だと思われがちですが、デジタル時代では、デジタル情報について学習する場としての役割を持っています。さらに、2025年をデジタル・シティズンシップ年と定め、欧州各国でデジタル・シティズンシップ教育の取組を進めています。

欧米以外で普及を進めているのがユネスコです。国連機関の一つであるユネスコは一つの国だけのシティズンシップではなく、グローバル・シティズンシップという考え方をしています。そのため、デジタル時代のグローバル・シティズンシップ教育の推進を掲げています。2023年の12月にはこれからのユネスコの教育方針を定めた「平和、人権、持続可能な開発のための教育勧告」を発表しましたが、デジタル時代のグローバル・シティズンシップ教育はその中でも重要な柱の一つとなっています。

4 「責任のリング」という考えに基づいたデジタル・シティズンシップ教育の実践

デジタル・シティズンシップを理解する上で欠かせないのが「責任のリング」^(※1)と呼ばれるものです。(図参照)。前述のアメリカのコモンセンス財団のデジタル・シティズンシップ教育カリキュラムの特徴でもあります。この「責任のリング」は中心から自分自身に対する責任「道徳」(モラル)、まわりの人々(コミュニティ)に対する責任「倫理」、そしてより広い世界と市民社会に対する責任「市民性」(シティズンシップ)という3つのリングによって、デジタル機器の利用における責任を示したものです。日本の学校現場ではややもすると、個人のモラルのみに焦点が当てられ、リスクに注意することや他者に迷惑をかけないようにすることばかりを教えがちです。また、その教育方法も体育館に児童生徒を集めた講義形式のことが多いのが実情です。

■ 図 責任のリング^(※1)



(※1) Common Sense, Teaching Digital Citizens in Today's World (2021) p21 を基に筆者作成

では、デジタル・シティズンシップ教育を実践するには、具体的にどのような教材を用いて、どのような授業をすると良いのでしょうか。私はデジタル・シティズンシップ教育を導入した都内の公立中学校のアドバイスを2年ほど行いました。導入として行うことが多いのはメディアバランスの授業です。メディアバランスではスマホやゲーム機などのデバイスの使い方や利用時間を自分で計画して実行に移すことを学びます。教材は経済産業省が運営するSTEAM Library「GIGAスクール時代のテクノロジーとメディア～デジタル・シティズンシップから考える創造活動と学びの社会化」^(※2)の中にあります。ここに用意されている教材は小学校中学年から高学年向けですが、メディアバランスは小学生だけではなく、中学生以上にとっても大きな問題です。そのため、私は中学校でも実施しました。具体的にはワークシートを用いて、どのメディアをどの時間帯に、どのぐらいの時間使うか、自分で計画を立てさせます。さらに、上級学年では、なぜSNSに依存してしまうのか、プラットフォームが利用者を依存させるために作ったデザインやアルゴリズムなどのさまざまな仕掛けやその存在理由について考えさせます。こうして児童生徒はスマホへの依存が個人の問題ではなく、社会的な課題であることを学習します。

デジタル・シティズンシップの授業では、児童生徒を一つの結論に導くことはしません。つまり、オープンエンドの授業にする必要があります。この授業方法に慣れることがデジタル・シティズンシップ教育の基本です。この授業方法に慣れると、児童

生徒が生き生きと授業に参加するようになります。最初は戸惑っていた先生たちも積極的に実践に関わるようになりました。ワークシートには必ず、児童生徒が保護者に授業で学んだことを話して、意見や感想を聞く欄があります。家庭の協力や理解はデジタル・シティズンシップ教育に欠かせません。デジタル・シティズンシップは、子ども一人で学ぶものではなく、教師も保護者とともに学ぶことが大事だからです。

また、小学校向けの「責任ある発信ってどういうこと？」や中学・高校向けの「オンラインでの発信が未来や社会に与える影響とは？」という教材も大事なテーマを扱っています。誰もがスマホを持つ時代は、誰もがメディアとして情報を発信する時代でもあります。よりよい人生を歩むための情報発信や社会課題の解決のための情報発信について考えさせることで、リスク中心の学習から、社会参加のための学習へと発展させることができます。これも責任のリングなのです。

デジタル・シティズンシップ教育は、個人のモラルだけでなく、デジタル機器を通じて社会に積極的に関与し、参画する能力を身につけることが求められます。そのため、自分が所属する学校などの組織や地域への責任、そして社会や世界全体に対する責任にも目を向けることが必要となります。責任のリングはデジタル社会を生きる消費者にとっても欠かせない羅針盤になると言えるでしょう。

(※2) STEAM Library「GIGAスクール時代のテクノロジーとメディア～デジタル・シティズンシップから考える創造活動と学びの社会化」
<https://www.steam-library.jp/content/132>

東京都消費生活総合センターからのお知らせ

令和7年度
教員のための消費者教育講座

【主催】東京都消費生活総合センター

【後援】

東京都教育委員会

東京私立初等学校協会

一般財団法人東京私立中学高等学校協会

公益財団法人東京都私学財団

日程 令和7年7月23日(水)～8月8日(金)の期間内で実施**会場** 東京都消費生活総合センター(飯田橋)、東京都多摩消費生活センター(立川)**講座数** 全13講座
◇座学講座…10講座(1講座を除きオンライン受講あり)
◆実験講座…3講座**対象** 都内の教育現場で消費者教育を実践していただける方なら、どなたでも！
(都内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の先生、栄養士、部活動の指導に当たる先生など)**定員** ◇座学講座…飯田橋50名・立川30名・オンライン220名 ※会場受講は定員に達し次第募集終了
◆実験講座…飯田橋32名・立川16名 ※申込多数の場合は抽選により受講者を決定

教科の枠を超えた消費者教育に役立つ知識と最新情報の習得を！

会場＋双方向ライブ配信、選べるハイブリッド型！

※一部の講座は会場のみ

質問も可能

オンライン配信 220名
(Teamsによる受講)

飯田橋会場 50名

立川会場 30名
(座学講座ではサテライト会場)

※資料は事前に受講者のみ閲覧可能な「受講者専用ページ」に掲載します。

※会場受講の場合も資料の紙配布はしません。ご自身のパソコン・タブレット等の通信機器で見てください。

※当センター会場では、Wi-Fiの利用が可能です。

研修の認定について

本講座を2講座受講することで、東京都教職員研修センターの1年次(初任者)研修「課題別研修」の単位とすることができます。ご不明な点がある場合は、東京都教職員研修センター研修部授業力向上課へお問い合わせください。

なお、研修部授業力向上課へのお問い合わせは、受講者の所属の管理職からお願いします。

受講証明書の発行について

受講後、ご希望のある方には、東京都消費生活総合センターより受講証明書を発行いたします。

6月11日(水) 申込開始

▶お申し込み : 電子申請 詳しくはHPの募集要項をご覧ください

東京くらしWEB 募集中の講座 検索

▶お問い合わせ先: 東京都消費生活総合センター 活動推進課 学習推進担当 TEL 03-3235-1157



東京都消費生活総合センターからのお知らせ

授業で使える消費者教育教材のご案内

家庭科・社会科、総合の時間にも…

活動推進課 学習推進担当

東京都消費生活総合センターが提供する消費者教育教材は、DVD教材とWeb教材の2種類。目的と用途に合わせてご利用ください。



教材のポイント

- ▶ 授業で活用できる解説書やワークシートが付いています。
- ▶ オンライン授業や講座での使用に最適です。
- ▶ 全ての教材が、学習指導要領に対応しています。

DVD教材

消費生活の情報を楽しく、わかりやすく学べるオリジナル映像ソフトです。
映像を用いることで、より自分事としてとらえやすくなります。

東京☆SDGs☆学園☆

▶ 買い物で世界の未来を変えよう◀
(小学生向け)

普段使用しているノートを題材に、売買契約、エシカル消費について学べます(28分)。

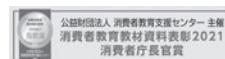
動画配信中



ホントに“いいね!”?

その契約
(高校生向け)

再現ドラマを通し、マルチ商法・ネット通販の事例と対策方法を学べます(33分)。



パピ君と学ぶ!

キャッシュレス社会の歩き方
(高校生向け)

ドラマを通し、キャッシュレス決済・多重債務・家計管理について学べます(36分)。

動画配信中



リーガル☆レッスン♪

～民法と契約の基礎を学ぶ～
(中学生・高校生向け)

日常生活を舞台に、民法や契約の基礎について学べます(32分)。



断るチカラの磨き方

心の隙を狙う悪質商法
(特別支援学校向け)

断る勇気と周囲への相談の大切さを学べます。具体的な断り方を声に出す練習編付き。(21分+6分)。



この他にも、たくさんの教材が揃っています。
DVD教材は、複製頒布や図書資料室での視聴・貸出を行っています。
制作後5年以内のDVDは、東京くらしWEBで動画をご覧いただけます。

消費者教育教材等検索サイト



消費生活に関する東京都の情報サイト「東京くらしWEB」では、消費者教育教材検索サイトを常設しています。東京都が作成した消費者教育教材を検索でき、WEB上にある参考資料を手軽にご覧いただけます。



詳細はこちら▶ <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/manabitai/kyouzai>

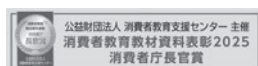
Web教材

オンライン上で、各テーマについて学習できる教材です。
一人一台端末で、自主学習にも最適です。

ちえとまなぶのず〜っと役立つお金の話 〜キャッシュレス決済に挑戦してみよう!〜

(特別支援学校(高等部)向け)

キャッシュレス決済を含めた金銭管理や契約の基礎知識を学べます。



知っているようで知らない!? インターネット通販の知識

(高校生向け)

インターネット通信販売の基礎知識や若者に多いトラブル事例についてクイズで学べます。



大人になる君へ

社会で役立つ契約知識 (高校生向け)

契約の基礎知識や若者に多い契約トラブル事例について学べます。



世界の未来をかえる店

エシカルスーパーマーケット (中学生向け)

さまざまな商品の表示から、エシカル消費について学べます。



カートくんの買い物★なびげ〜しょん

「消費者の権利と責任」の社会

(中学生向け)

買い物の疑似体験を通じ、消費者市民社会について学べます。



もしも未来が見えたなら

〜いつかクレジットカードを使う日に〜

(高校生向け)

カード利用体験を通じ、消費者信用や多重債務問題について学べます。



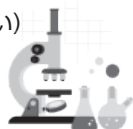
詳細は、東京くらしWEB「消費者教育読本WEB版」をご覧ください

実験用物品を貸し出します!

東京都消費生活総合センターでは、消費者教育・啓発に役立つ、実験用物品の貸出を行っています。
学校現場での消費者教育の推進にぜひご活用ください。

- ◆ 2か月前から申込みを受付けします。貸出物品、個数、貸出期間(受取日・返却日)をご連絡ください。
詳しくはお問い合わせください。

- ◆ 宅配便による受取／返却も可能です。
(送料はご負担ください)



貸出物品例	内容
糖度計・塩分計	操作が簡単なデジタル式
ポケット顕微鏡(ライト付き)	30倍、100倍の2種類
マイクロスコープ	最大230倍USB接続でパソコンのモニターで観察
光の三原色ライト	赤・緑・青がセット
紫外線ランプ	使いやすいスタンド型 蛍光物質の検出などに

相談課 技術支援担当

☎03-3235-1662

上記以外に「デジタル温度計」「ポケット天秤」等々あります。
お気軽にお問い合わせください。



オンラインカジノで儲かる？ そんな話には要注意！

■ オンラインカジノへの参加は違法行為です。

オンラインカジノに参加することは、**日本では刑法で定める「賭博罪」に該当し、違法**です。

「海外のサイトであれば法に触れない」「合法化されている」と説明されることもあるようですが、海外で合法的に運営されているオンラインカジノであっても、日本国内から接続して賭博を行えば罪に問われます。いわゆる「カジノ法」（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律）はオンラインカジノを合法化したものではありません。

「アプリなどで気軽に参加できる。儲かる。」等と言われ、違法であると知らずに参加したとしても、一度違法な行為をしてしまうと抜けられなくなる可能性があります。**参加は絶対にやめましょう。**

■ 「簡単に儲かる」などの甘い言葉に惑わされないで

その他にも、SNSで知り合った人から、「儲かる」などとオンラインカジノに関連したアフィリエイト広告などの副業や、カジノで儲けるためのコツを教えるセミナーなどに勧誘されるというトラブルも起きています。

話題のキーワードや著名人の成功例を挙げながら契約を勧められると、その場で契約してもよいと思ってしまうかもしれません。しかし、**絶対に、簡単に儲かる」などのうまい話はありません。**

勧誘の言葉を鵜呑みにせず、契約内容を十分に確認し、契約相手が誰であるか、解約条件などについても確認したうえで、契約するかどうかを慎重に判断しましょう。特に、**金銭を支払う場合には安易に即決することは避けましょう。**

■ クレジットカードなどのキャッシングを勧める契約は要注意！

クレジットカードを使ったキャッシングや消費者金融アプリでは、簡単にお金を引き出せますが、それは**あなた自身の「借金！」**です。キャッシング等でお金をその場で用意させ契約を勧める行為には注意しましょう。

❗ ここに気を付けよう

- オンラインカジノへの参加は違法です。絶対にやめましょう。
- 「簡単に儲かる」等の甘い言葉を鵜呑みしないでください。契約内容がわからない場合には、契約しないようにしましょう。
- 多重債務に関する相談や、疑問・不安に思ったら、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。
- 参加を強要されたり、脅されたりした場合はすぐに警察に相談しましょう。



■ 東京都消費生活総合センター ☎03-3235-1155（相談専用電話）

■ お近くの消費生活センター ☎局番なし188（消費者ホットライン）